

第 6219 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月17日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 空き家に係る 3,000 万円控除特例の見直し

Q：平成31年の税制改正では、空き家に係る3,000万円控除特例が見直されたとか。どのようなになったのですか？

A：老人ホーム等に入所していた場合でも一定の要件を満たせば、この摘要が受けられることとなりました。

【解説】

空き家に係る3,000万円控除特例とは、相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31(2019)年12月31日までの間に譲渡して、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から3,000万円を控除してくれるという制度です。

平成31年の税制改正では、この特例について、老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次の要件その他一定の要件を満たせば、相続開始直前において、その被相続人の居住の用に供されていたものとして、この特例が適用できることとされました。

- ①被相続人が要介護認定等を受け、かつ、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していたこと
- ②被相続人が老人ホーム等に入所した時から相続開始の直前まで、その家屋について、被相続人による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】